○厚生労働省告示第七十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び21の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

本則を次のように改める。

一　診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する病院の病棟

別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる病院の一般病棟

二　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6までに規定する厚生労働大臣が定める病院

別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる病院

三　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表21に規定する病院ごとに厚生労働大臣が定める基礎係数、暫定調整係数及び機能評価係数Ⅱ

別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる数及び別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる病院についてそれぞれ別表第一から別表第三までの暫定調整係数及び機能評価係数Ⅱの欄に定める数

四　厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表21に規定する厚生労働大臣が定める機能評価係数Ⅰ

イ　別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる病院であって診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号Ａ１０４に掲げる特定機能病院入院基本料に係る届出を行ったものに係る機能評価係数Ⅰ

別表第四の左欄に掲げる医科点数表に規定する診療料（以下「診療料」という。）を算定することができる病院ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる数（七対一入院基本料の届出を行っている病棟の一部を十対一入院基本料に段階的に変更するものとして届出を行った病院にあっては、同表の左欄に掲げる入院基本料については十対一入院基本料に係る項の右欄に掲げる数、同表の左欄に掲げる診療料のうち二以上の項に掲げるものを算定することができる病院にあっては、当該二以上の項の右欄に掲げる数を合算して得た数）

ロ　別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる病院であって医科点数表区分番号Ａ１０５に掲げる専門病院入院基本料に係る届出を行ったものに係る機能評価係数Ⅰ

別表第五の左欄に掲げる診療料を算定することができる病院ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる数（七対一入院基本料の届出を行っている病棟の一部を十対一入院基本料に段階的に変更するものとして届出を行った病院にあっては、同表の左欄に掲げる入院基本料については十対一入院基本料に係る項の右欄に掲げる数、同表の左欄に掲げる診療料のうち二以上の項に掲げるものを算定することができる病院にあっては、当該二以上の項の右欄に掲げる数を合算して得た数）

ハ　別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる病院（イ又はロに規定する病院を除く。）に係る機能評価係数Ⅰ

別表第六の左欄に掲げる診療料を算定することができる病院ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる数（七対一入院基本料の届出を行っている病棟の一部を十対一入院基本料に段階的に変更するものとして届出を行った病院にあっては、同表の左欄に掲げる入院基本料については十対一入院基本料に係る項の右欄に掲げる数、同表の左欄に掲げる診療料のうち二以上の項に掲げるものを算定することができる病院にあっては、当該二以上の項の右欄に掲げる数を合算して得た数）

別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第一

基礎係数	1.1354			
	都道府県	病　院	暫定調整係数	機能評価係数Ⅱ
10001	北海道	札幌医科大学附属病院	0.0211	0.0560
10002	北海道	北海道大学病院	0.0212	0.0664
10003	北海道	旭川医科大学病院	0.0225	0.0728
10004	青森	弘前大学医学部附属病院	0.0182	0.0484
10005	岩手	岩手医科大学附属病院	0.0171	0.0808
10006	宮城	東北医科薬科大学病院	0.0023	0.0392
10007	宮城	東北大学病院	0.0095	0.0628
10008	秋田	秋田大学医学部附属病院	0.0134	0.0635
10009	山形	国立大学法人山形大学医学部附属病院	0.0122	0.0525
10010	福島	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	0.0139	0.0609
10011	茨城	筑波大学附属病院	0.0111	0.0673
10012	栃木	自治医科大学附属病院	0.0172	0.0645
10013	栃木	獨協医科大学病院	0.0213	0.0572
10014	群馬	国立大学法人群馬大学医学部附属病院	0.0164	0.0523
10015	埼玉	埼玉医科大学病院	0.0185	0.0466
10016	埼玉	防衛医科大学校病院	0.0049	0.0481
10017	千葉	千葉大学医学部附属病院	0.0166	0.0704
10018	東京	東京慈恵会医科大学附属病院	0.0147	0.0409
10019	東京	東京医科大学病院	0.0246	0.0466
10020	東京	東京女子医科大学病院	0.0288	0.0618
10021	東京	慶應義塾大学病院	0.0231	0.0456
10022	東京	日本医科大学付属病院	0.0370	0.0680
10023	東京	順天堂大学医学部附属順天堂医院	0.0167	0.0426
10024	東京	昭和大学病院	0.0261	0.0635
10025	東京	東邦大学医療センター大森病院	0.0338	0.0600